

鳥取県における地域振興立法5法指定地域の状況等一覧

都道府県	市町村	農業地域類型区分				5法指定地域の状況				
		都市	平地	中間	山間	特農	過疎	山村	半島	離島
鳥取県 19市町村	鳥取市					一部	一部	一部		
	米子市									
	倉吉市					一部		一部		
	境港市									
	岩美町					全部	全部	一部		
	若桜町					全部	全部	全部		
	智頭町					全部	全部	全部		
	八頭町					全部	一部	一部		
	三朝町					全部	全部	一部		
	湯梨浜町					一部	一部			
	琴浦町					一部		一部		
	北栄町									
	日吉津村									
	大山町						全部	一部		
	南部町					一部		一部		
	伯耆町					一部	一部	一部		
	日南町					全部	全部	全部		
	日野町					全部	全部	全部		
	江府町					全部	全部	一部		

注1)「市町村」とは、平成17年10月1日現在の市町村です。

注2)「農業地域類型区分」とは、農林統計に用いる地域区分であり、地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市区町村を区分したものです。上表は、平成17年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる旧市区町村別に設定された農業地域類型です。

注3)「5法指定地域の状況」とは、平成22年4月1日現在における地域振興立法5法の指定地域の状況です。

鳥取県

地域振興立法5法地域指定状況(現市町村別)

平成22年4月1日現在

